

現行の掛川市一般廃棄物処理基本計画(平成30年1月策定)

第1章 計画の基本的事項

第1節 背景と目的(P.1～P.3)

- 1 背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の前提条件

(1)廃棄物の定義

(2)処理の責任

廃棄物処理法第4条において、一般廃棄物は市町村に処理責任があると規定

(3)計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は当該区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。

(4)計画期間

(5)廃棄物・リサイクル関連の法制度

第2節 市(地域)の概(P.4～P.8)

第2章 ごみ編

第1節 ごみ処理状況と課題.9～P.31)

- 1 ごみ処理のあゆみ
- 2 ごみ処理の流れ
- 3 ごみの分別区分及び集積所の管理
- 4 ごみ排出量の推移
- 5 燃えるごみの組成
- 6 収集、運搬の状況
- 7 中間処理の状況
- 8 ごみ処理経費
- 9 資源化物回収活動奨励金の状況
- 10 生ごみ減量化施策
- 11 事業系廃棄物の減量施策
- 12 ごみ減量・分別講話
- 13 ごみ処理費用の一部有料化施策
- 14 不法投棄の状況
- 15 ごみ減量・リサイクルに係る主要な啓発事業
- 16 最終処分の状況

今年度の掛川市一般廃棄物処理基本計画の改定時に、おむつリサイクル・ごみ減量推進会議において議論された内容を反映させたい項目

第2節 ごみ処理基本計画(P.32～P.41)

第3章 生活排水編 (P.42～P.55)